

## ○特定施設における1月あたりの介護報酬の算定方法について(有老協作成)

## 1. 加算を含めた算定方法

(介護報酬総単位数+介護職員改善加算の単位数) × 1単位の単価(1円未満の端数切り捨て)

- ① 「介護報酬総単位数」は、基本報酬に各種加算報酬を加えたもの
- ② 「介護職員改善加算の単位数」は、次の式で算出する。(1単位未満の端数四捨五入)  
介護報酬総単位数 × サービス別加算率
- ③ 「サービス別加算率」は、特定施設の場合3%。
- ④ 「1単位の単価」は、上乘せ割合と人件費割合を合成したもの

※特定施設の場合

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乘せ	18%	15%	12%	10%	8%	3%	0%
人件費	地域を問わず 45% (特定施設の場合)						
合成単価	10.81円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10.00円

## 2. 算出例

※4級地の特定施設で、要介護3の利用者に、看取り介護加算を除く4種類の加算を行う場合の1月(30日として)当たり報酬額

(夜間看護体制加算、個別機能訓練加算、医療機関連携加算、介護職員処遇改善加算、の4種類)

- ① 総報酬単位数：21,740単位

(基本報酬 21,000単位、夜間看護体制加算 300単位、個別機能訓練加算：360単位、医療機関連携加算：80単位)

- ② 介護職員処遇改善加算の単位数：21,740単位 × 3% = 652単位(四捨五入後)

- ③ 1単位の単価：10.45円

計算式

(①+②) × ③ = 233,996円(端数切り捨て後)

## 3. 代理受領の場合の自己負担分(自己負担率1割として)

- ・上記例の場合、

233,996円について、給付額は210,596円/自己負担額は23,400円

※仮に給付額で1円未満の端数が生じる場合は、利用者の自己負担分に加える。